令和8年8月19日
No. 202608053124
Job No. J_SIG_013-002

分析結果報告書

愛知郡広域行政組合
管理者　小椋　正清　様

日本メンテナスエンジニヤリング株式会社
大阪市北区堂島1丁目7番14号
環境試験所　京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田10番地9
TEL 075(959)0705　FAX 075(951)0886
試験責任者　戸上　聡
水道法第20条登録機関（登録番号第163号）
計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

試料名：第一高区
採取場所：岩倉地先
試料の種類：浄水
採取日：令和8年8月5日
採取時刻：13:00
分析項目：下記28項目
分析日：令和8年8月5日 ～ 令和8年8月19日
採取者：坪倉宏篤
気温：31.0 ℃ ；水温：29.0 ℃
遊離残留塩素：0.2 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	19 トリクロロエチレン	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	― ― ― mg/L	200mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	20 PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	― ― ― mg/L	0.05mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	― ― ― mg/L	0.003mg/L以下	21 ベンゼン	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	39 塩化物イオン	10.6 mg/L	200mg/L以下
4 水銀及びその化合物	― ― ― mg/L	0.0005mg/L以下	22 塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	53 mg/L	300mg/L以下
5 セレン及びその化合物	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41 蒸発残留物	120 mg/L	500mg/L以下
6 鉛及びその化合物	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	24 クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	― ― ― mg/L	0.2mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	25 ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43 ジェオスミン	― ― ― mg/L	0.00001mg/L以下
8 六価クロム化合物	― ― ― mg/L	0.02mg/L以下	26 ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	― ― ― mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27 臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28 総トリハロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	46 フェノール類	― ― ― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.68 mg/L	10mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.03mg/L以下	48 p H値	6.64	5.3以上8.6以下
13 ホウ素及びその化合物	― ― ― mg/L	1.0mg/L以下	31 ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49 味	異常なし	異常でないこと
14 四塩化炭素	― ― ― mg/L	0.002mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50 臭気	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	― ― ― mg/L	0.05mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	― ― ― mg/L	1.0mg/L以下	51 色度	0.5 度 未満	5度以下であること
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	― ― ― mg/L	0.04mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	― ― ― mg/L	0.2mg/L以下	52 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17 ジクロロメタン	― ― ― mg/L	0.02mg/L以下	35 鉄及びその化合物	― ― ― mg/L	0.3mg/L以下	― ― ―	― ― ―	
18 テトラクロロエチレン	― ― ― mg/L	0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	― ― ― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
― ― ―	― ― ―		― ― ―	― ― ―				

判　定　上記検査結果について、水質基準に適合。